

秩父市雇用確保推進奨励金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、雇用の安定及び事業活動の継続を図るため、新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に雇用調整（休業、教育訓練又は出向）を実施することによって従業員の雇用の維持を図ろうとする市内の中小企業に対し、予算の範囲内で、秩父市雇用確保推進奨励金（以下「奨励金」と言う。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 新型コロナウイルス感染症 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。
- (2) 秩父市電子申請・届出サービス 埼玉縣市町村電子申請・届出サービスを利用して市が行う電子申請・届出サービスをいう。

(奨励金の交付対象者)

第3条 奨励金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者をいう。

- (1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者であって、市内に事業所を有する法人又は個人
 - (2) 新型コロナウイルス感染症の影響により、雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第102条の2に規定する雇用調整助成金又は職発0310第2号に規定する緊急雇用安定助成金（以下「雇用調整助成金等」という。）の支給決定を受けた者
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、交付対象者としなないものとする。
- (1) 市税等を滞納している者
 - (2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）がその事業活動を支配している場合その他暴力団員との関係が特に認められる場合であって、市長が不適格であると認める者
 - (3) その他市長が適当でないと認める者

(奨励金の額)

第4条 奨励金の額は、1事業者あたり10万円とする。

(奨励金の交付申請)

第5条 奨励金の交付を受けようとする者(以下「申請者」)は、雇用調整助成金等の支給から2月以内に、秩父市雇用確保推進奨励金申請・請求書(様式第1号)又は秩父市電子申請・届出サービスにより、関係書類を添付して市長に提出しなければならない。

(奨励金の交付決定)

第6条 市長は、前条の申請書の提出を受けたときは、速やかにその内容を審査し、奨励金を交付すべきものと認めたときは秩父市雇用確保推進助成金交付決定通知書(様式第2号)又は秩父市電子申請・届出サービスにより、奨励金を交付すべきでないとしたときは秩父市雇用確保推進奨励金不交付決定通知書(様式第3号)又は秩父市電子申請・届出サービスにより当該申請者に通知するものとする。

(奨励金の交付)

第7条 市長は、前条第1項の規定による交付決定を行ったときは、速やかに奨励金の支給を行うものとする。

(交付決定の取消し及び奨励金の返還)

第8条 市長は、奨励金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、その決定を取り消し、又は既に交付された奨励金の返還を命ずることができる。

(1) 偽りその他不正な手段により奨励金の交付を受けたものと認めたとき。

(2) この要綱の規定に違反したとき。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年7月1日から施行する。

(交付申請に関する特例)

2 この要綱の施行の日前に第3条第1項第2号に規定する埼玉労働局長の支給決定を受けている者に係る第5条第1項の規定の適用については、同項中「雇用調整助成金等の支給から2月以内」とあるのは、「この要綱の施行の日から2月以内」とする。